

令和6年度鳥取県市町村創生交付金 対象事業

(1) 基本交付額分

	対象事業名	事業名・事業内容	事業費 (千円)
1	2 観光・交流の推進 (2) 観光案内板の設置に要する経費	【ウォーカブルエリア観光案内看板設置事業】 観光客を受け入れる環境整備として、米子市内の米子駅周辺・米子城跡・城下町エリアに観光案内看板を新設する。	5,000
2	6 農林水産業等の振興 (5) 地産地消意識の高揚及び普及定着を図るための活動及び食育に関する取組に要する経費	【「食でつなぐ人とまち」いきいきこめっこ食育推進事業】 地元食材を活用した学校給食メニューの提供及びアスリートによる食育講座の開催	13,919
3	7 人権尊重の社会づくりの推進 (1) 人権問題解決のため住民学習を計画又は運営する人権教育推進員の設置に要する経費	【人権教育推進員等設置事業】 人権問題解決のため住民学習を計画又は運営する人権教育推進員の設置に要する経費	16,863
4	7 人権尊重の社会づくりの推進 (4) 人権意識の向上を図る研修会等の開催に要する経費	【人権教育・啓発事業】 人権意識向上を図る研修会等の開催経費及び地域での人権学習の開催委託経費並びに地域での人権学習に協力する人権教育地区推進員の設置に要する経費	3,452
5	8 地域文化、芸術の振興 (1) 民俗芸能、伝統芸能等の継承又は地域文化活動の活性化に要する経費	【淀江にざわい創造事業】 ”よどえの魅力”を発信するためのフォトコンテストや地域住民を主役として主体的に淀江の魅力を発見・再発見する「いろどりダイアリー」の開催を通して、地域文化活動の活性化を図る。	12,829
6	8 地域文化、芸術の振興 (1) 民俗芸能、伝統芸能等の継承又は地域文化活動の活性化に要する経費	【美術館指定管理料（指定管理料中の自主事業分）】 市展などの市民参加型公募展の開催や、芸術活動普及に係るワークショップの実施等により、地域文化活動の活性化を図る。	4,919
7	8 地域文化、芸術の振興 (1) 民俗芸能、伝統芸能等の継承又は地域文化活動の活性化に要する経費	【文化ホール指定管理料（指定管理料中の自主事業分）】 市民の発表の場である米子市音楽祭の開催、体験交流の場である市民交流事業及び育成・鑑賞事業としての「鷺見三郎顕彰事業」の実施等により、地域文化活動の活性化を図る。	3,720
8	8 地域文化、芸術の振興 (2) 文化財（市町村指定が見込まれるものを含む。）の補修又は活用に関する経費	【文化財等管理事業】 国県市指定の文化財のほか、市内に所在する貴重な文化的遺産等を、将来にわたり保護するための保存管理及び環境整備に要する経費。 (対象文化財) 国指定文化財：向山古墳群、福市遺跡、青木遺跡、鳥取藩台場跡、上淀廃寺跡、米子城跡 県指定文化財：栗嶋神社社叢 市指定文化財：旧小原家長屋門、石州府古墳、和田御崎神社元宮社叢、青木神社社叢、尾高城跡、目久美遺跡、陰田1号墳、貴布禰神社石造唐獅子	8,024
9	8 地域文化、芸術の振興 (3) 小・中学校等で行う音楽、演劇等の芸術鑑賞会の開催に要する経費	【学校公演事業】 子どもたちの情緒豊かな感性の育成を目的として、学校で生の音楽・演劇を鑑賞する機会を提供するための、芸術鑑賞会開催に要する経費。	1,692
10	9 市町村の自主的な行政運営	【市内一斉清掃事業】 市民による市内一斉清掃を実施するために要する経費	24,789

	対象事業名	事業名・事業内容	事業費 (千円)
11	9 市町村の自主的な行政運営	【乳幼児歯科衛生事業】 鳥取県西部の市町村が共同で鳥取県西部歯科医師会に委託し、各市町村の乳幼児健診、乳児相談、虫歯予防教育等の乳幼児に対する歯科検診に歯科衛生士を配置する。	12,091
12	9 市町村の自主的な行政運営	【スポーツ推進委員によるスポーツ活動推進事業】 スポーツ基本法に基づいて委嘱したスポーツ推進委員（79名）により、ウォーキング大会、スポーツ大会を実施し、地域住民の体力・健康増進、生涯スポーツの推進を図る。	2,320
事業費 計			109,618

(2) 調整交付額分

	対象分野名	事業名・事業内容	事業費 (千円)
1	⑥その他	【皆生温泉まちづくりビジョン推進事業】 30年後も選ばれ続ける皆生温泉をめざし、皆生温泉振興組織によるエリアマネジメント活動の一部を支援し、来街機運の醸成、新規事業者誘致等による域内経済活性化の基盤づくり、魅力づくりに取り組む。	6,000
事業費 計			6,000

令和6年度交付決定額の算定方法

(単位：千円)

基本交付額分		
対象事業費 〔①〕		109,618
基本交付基準額 (①×1/2 千円未満端数切り捨て) 〔②〕		54,809
基本交付額 〔③〕		29,430
②と③のいずれか低い額 〔④〕		29,430
調整交付額分		
対象事業費 〔⑤〕		6,000
調整交付基準額 (事業ごとの事業費×1/2 (1事業の上限1,500千円 千円未満端数切捨て) の計) 〔⑥〕		1,500
⑥を上限に採択状況に応じて配分した額 〔⑦〕		1,500
令和6年度 交付額 〔④+⑦=⑧〕		30,930
令和5年度 精算額 〔⑨〕		49
令和6年度 交付決定額 〔⑧+⑨=⑩〕		30,979